

岡崎市立南中学校同窓会会則

- 第1条 本会は岡崎市立南中学校同窓会といたし事務所を母校内に置く。
- 第2条 本会は会員相互の親睦を図り、母校との連絡を厳密にし、相共に母校の名誉を發揚するのを目的とする。
- 第3条 本会は本校職員ならびに卒業生を以て組織する。
- 第4条 本会会員を分けて左の2種とする。
- 1 特別会員 本校の現職員及びかつて本校の職員であったもの。
 - 2 正会員 本校の卒業生
- 第5条 本会に左の役員を置く。任期は1ケ年とする。但し重任してもよい。
- 1 会長 1名 本会を代表し会務を統轄するものにして役員会に於て正会員中より推す。
 - 2 副会長 2名 会長を輔佐するものにして役員会に於て正会員中より推す。
 - 3 理事 数名 会務に従事するものにして正会員中より会長が委嘱する。
- 第6条 本会は左の事業を行う。
- 1 総会 毎年1回開催する。但し必要に応じて臨時総会を開くことがある。
 - 2 会報 必要に応じて発行して会員に頒布する。
 - 3 表彰 会員又は母校在校生中推賞するものがあるときは表彰する。
 - 4 その他 本会の目的を達成するに必要な事項。
- 第7条 会員は住所・職業・氏名を詳記して本会に届出る。その移動のあった場合も亦同じ。
- 第8条 正会員は入会と同時に会費として金500円を納めるものとする。
- 第9条 本会の経費は会費及び寄付金を以て充てる。
- 第10条 本会会計は役員会の議決を経て毎年度歳入歳出予算及び決算を編成し、これを総会に報告する。
- 第11条 本会正会員にして会員としての体面を保ち得ないものと認む場合は役員会の議決によって之を除名する。
- 第12条 本会会則は役員会の決議によって之を改正することができる。但し改正した場合は総会に報告をする。

附 則

- 第13条 本会則の施行に必要な細則若しくは内規は役員会にて之を定めることができる。
- 第14条 本会則は昭和23年3月19日より施行する。
- 昭和28年8月22日一部改正
- 昭和29年8月15日一部改正
- 昭和34年3月29日一部改正
- 平成19年11月27日一部改正